

本資料のうち、枠囲みの内容は、
営業秘密あるいは防護上の観点
から公開できません。

資料番号

TK-1-1514 改0

平成 30 年 7 月 25 日
日本原子力発電株式会社

格納容器内水素濃度（SA）及び格納容器内酸素濃度（SA）の環境放射線の変更について

(1) 環境放射線の変更について

- 原子炉建屋原子炉棟内に設置する格納容器内水素濃度（SA）及び格納容器内酸素濃度（SA）のサンプリング装置は、雰囲気線量に晒される部位が最低 1.7kGy 以上の放射線耐性値を有することをメーカー社内試験により確認していたため、高線量配管に対して遮蔽をすることにより環境放射線を 1.7kGy 以下とする方針としていた。
- 当初は他計器と同様に、雰囲気線量及び高線量配管のみで環境放射線値を決めていたが、格納容器内水素濃度（SA）及び格納容器内酸素濃度（SA）は、格納容器内の高線量ガス（9.1kGy）を引き込むため、今回保守的に当該値を環境放射線に含めることとした。
- メーカー社内試験で確認された放射線耐性値の上限値を確認したところ、サンプリング装置全体で 20.6kGy までの放射線耐性値を有していることを確認したため、放射線耐性値を 20.6kGy、環境放射線を 20.0kGy に設定する。

表 1 変更前後比較表

	変更前	変更後
放射線耐性値		
環境放射線	1.7kGy	20.0kGy

(2) 遮蔽について

耐環境放射線を 20.0kGy とすると、サンプリング装置（B）においては、高線量配管が付近に設置されているため個別の遮蔽対策が必要となる。

以 上